

福島避難解除等区域生活環境整備事業の趣旨

1. 対象区域

- (1) 旧緊急時避難準備区域
- (2) 本年3月末以降、避難指示解除準備区域に指定された区域又は避難指示が解除された区域

2. 対象施設

(1) 公共の用に供する施設等

〔例〕

学校、上下水道、医療施設、社会教育施設(公民館、図書館、体育館、博物館等)、社会福祉施設(高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設等)、廃棄物処理施設、河川、道路、消防施設、路線バス、市町村庁舎 等

(2) 住民に対し生活必需品・役務を提供する施設

〔例〕

薬局、商店、スーパー、ガソリンスタンド、タクシー営業所等

3. 対象となる行為

(1) 清掃等

- ①施設の現状調査、点検・試験運転
- ②清掃、除草
- ③軽微な修理・修繕(消耗品の交換を含む)

(2) 当該施設の公共・公益的機能を回復させ住民帰還を促進させるために必要な行為

〔例〕

- ・スクールバス・通院バスの運行経費(燃料費、運転手賃金、車両保険料等)
- ・医師、看護師、介護士等の募集費用・研修費
- ・学校、地元企業再開に必要な職員等の応急的な住居確保・整備 等

4. 事業の流れ

